# J.P.Morgan

#### 2020年9月1日付約款集

# 主な変更点

新	旧
個人情報保護宣言	個人情報保護宣言
10. 加入する業界団体の苦情・相談窓口(略) 【苦情・相談窓口】 一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室 電話:03-5280-0881 (www.ffaj.or.jp/privacy-association)	10. 加入する業界団体の苦情・相談窓口 (略) 【苦情・相談窓口】 一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相 談室 電話:03-5280-0881 (www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html)

### お客様との取引に関する約款

### (適用範囲)

### 第1条 (略)

2 お客様は、取引を申し込むにあたっては本約款並び に適用のある他の約款、関連契約及び契約締結前交付 書面等(以下、本約款と総称して「約款・前書面等」といいます。)の各条項及び内容を確認し、リスク等を理解した上で取引の内容に同意するものとし、当社はお客様による取引の申し込みがあった場合には約款・前書面等の内容に同意したものとみなします。

### (取引時確認事項)

### 第3条 (略)

3 当社は、お客様よりご提供いただいた取引時確認事項に偽りがある場合及び当社において取引時確認事項に偽りがある可能性があると考えお客様に確認を求めた場合において必要な協力を得られなかった場合には、お客様との取引を解除することができます。<u>また本項の</u>定めによる取引の解除により生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。

# (取引時確認事項)

お客様との取引に関する約款

### 第3条 (略)

(適用範囲)

第1条 (略)

2 (新設)

3 当社は、お客様よりご提供いただいた取引時確認事項に偽りがある場合及び当社において取引時確認事項に偽りがある可能性があると考えお客様に確認を求めた場合において必要な協力を得られなかった場合には、お客様との取引を解除することができます。

# 保護預り約款

### (法人番号の届出)

第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

## (当社への届出事項)

### 第6条の2 (略)

3 第1条の2および本条の定めに従いご提供いただいた法人番号や取引時確認事項を含む各種お届出事項について変更等がある場合、お客様は速やかに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。お客様が当該手続きを行わなかったことにより生じた損害については、当社はその責を負わないものとしま

### 保護預り約款

### (法人番号の届出)

第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。

### (当社への届出事項)

第6条の2 (略)

3 (新設)

# J.P.Morgan

新 旧

す。

### (解約)

第15条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- 1 (略)
- 2 保護預り証券の残高がな<u>く</u>(融資等の契約に基づき 担保が設定されている場合を除く)、当社が解約を申 し出た場合

# (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第19条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振 替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成 21 年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理 化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部 を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関 する法律」(以下「振替法」といいます。)が施行されて おります。以下同じ。) に基づく振替決済制度におい て、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有 価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価 証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換 に関しご同意いただいたものについては、同制度に 基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただい たものとしてお手続きさせていただきます。この場合に おきましては、当該振替決済口座に係るお客様との 間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口 座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開 設した旨の連絡に代えさせていただきます。

#### (解約)

第15条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- 1 (略)
- 2 保護預り証券の残高がな<u>い場合</u>(融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く)

# (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第19条 (新設)

### 株式等振替決済口座管理約款

### (解約等)

第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

1~3 (略)

4 お客様の口座残高がな<u>く、当社が解約を申し出た</u> とき

### 株式等振替決済口座管理約款

### (解約等)

第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

1~3 (略)

4 お客様の口座残高がない場合

# 振替決済口座管理約款

### (解約)

**第15条** 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 1~2 (略)

3 お客様の口座残高がなく、当社が解約を申し出たとき

### 振替決済口座管理約款

### (解約)

**第15条** 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 1~2 (略)

3 お客様の口座残高がない場合

### 一般債振替決済口座管理約款

### (解約等)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によ

### 一般債振替決済口座管理約款

### (解約等)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によ

	T D 3 4
	J.P.Morgan
新 る当社からの申し出により契約が更新されないときも 同様とします。 1~3 (略) 4 お客様の口座残高がなく、当社が解約を申し出た とき	旧   る当社からの申し出により契約が更新されないときも   同様とします。   1~3 (略)   4 お客様の口座残高がな <u>い場合</u>
投資信託受益権振替決済口座管理約款	投資信託受益権振替決済口座管理約款
(解約等) 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 1 (略) 4 お客様の口座残高がなく、当社が解約を申し出たとき	(解約等) 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 1 (略) 4 お客様の口座残高がない場合
外国証券取引口座約款	<u>外国証券取引口座約款</u>
(受渡日等) 第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) (略) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日	(受渡日等) 第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) (略) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日

# 無登録格付けに関する説明書

から起算して3営業日目とします。

## ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概 要に関する情報の入手方法について

①ムーディーズ

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムー ディーズ日本語ホームページ

(https://www.moodys.com/pages/default\_ja.aspx) の「信 用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にあ る「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関 連」に掲載されております。

②S&P

(略)

### ③フィッチ

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームペ ージ(https://www.fitchratings.com/ja)の「規制関連」セク ションにある「格付方針等の概要」に掲載されておりま す。

客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日 から起算して4営業日目とします。

# 無登録格付けに関する説明書

# ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概 要に関する情報の入手方法について

①ムーディーズ

ムーディーズ・ジャパン株式会社の日本語ホームページ (https://www.moodys.com/pages/default ja.aspx) の「信 用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にあ る「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関 連」に掲載されております。

②S&P

(略)

### ③フィッチ

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームペ ージ(<u>https://www.fitchratings.com/site/japan</u>)の「規制関 連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されて おります。

以上